

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

加古川市教育委員会

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる、加古川市が設置する小学校、中学校及び加古川市に居住する児童及び生徒について、当該児童生徒の保護者からの申請に基づき要保護者(生活保護受給者)、準要保護者(要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者)の認定を行う。その後、当該認定者の保護者に対し、認定区分に応じ学校給食費や学用品費等の一部を支給する。 また、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定される疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた時に、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条1号に規定する要保護者及び準要保護者の保護者に対し、医療券を発行し医療費の援助を行う。
③システムの名称	1. 就学援助システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 就学援助管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの (1)番号法 ・第9条第1項 別表 40の項 (2)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 第3条 ②番号利用条例施行規則 第16条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの (1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（42、125、161の項） ・第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（63の項） ・第19条第9号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 教育委員会 学務課 学事保健係 079-427-9343(直通)

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・システム操作記録を、ユーザ単位で記録しており、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月21日	I 関連情報－3. 個人番号の利用-法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、番号法という）、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）（以下、別表第一省令という）又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。）、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。）又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。）により個人番号の利用を行うことができるものとされているもの	事後	
平成28年1月21日	I 関連情報－3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第一 27の項 (2)別表第一省令 ・第23条 (3)①番号法 ・第9条第2項 ②番号法第9条第2項の規定により定める加古川市番号利用条例 ・第3条第1項 別表第1 16の項	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 27の項 (2)別表第1省令 ・第23条 (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条第1項及び第2項 別表第1 16の項 ②番号利用条例施行規則 ・第16条	事後	
平成28年1月21日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令という）又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（案）」（以下、特定個人情報保護委員会規則（案）という）及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるものとされているもの	事前	
平成28年1月21日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第二（26、38、87の項） (2)別表第二省令 ・第19条、第44条 (3)①番号法 ・第19条第14号 ②特定個人情報保護委員会規則 ③番号法第9条第2項の規定により定める加古川市番号利用条例 ・第4条第1項 別表第3 4の項	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第2（26、38、87の項） (2)別表第2省令 ・第19条、第44条 (3)番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ・第4条第1項 別表第3 4の項 ③番号利用条例施行規則 ・第49条	事前	
平成28年9月1日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるものとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、番号法第19条第8号の規定により定めることとされている個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができるとされているもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I 関連情報—4情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	(1) 番号法 ・第19条第7号 別表第2 (26、38、87の項) (2) 別表第2省令 ・第19条、第44条 (3) 番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ・第4条第1項 別表第3 4の項 ③番号利用条例施行規則 ・第49条	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 (26、87の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 38の項 (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第19条、第44条 【情報照会の根拠】 ・なし (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ・第4条第1項 別表第3 4の項 ③番号利用条例施行規則 ・第49条	事後	
平成29年4月25日	I 関連情報—4情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めるとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができるとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができるとされているもの	事後	
平成29年4月25日	I 関連情報—7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求—請求先	079-427-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	
平成30年4月16日	I 関連情報—5評価実施機関における担当部署—②所属長	学務課 竹中重夫	学務課 岸田直也	事後	
令和1年5月28日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	学務課 岸田直也	(削除)	事後	
令和1年5月28日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	課長	事後	
令和1年5月28日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	
令和1年5月28日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年5月28日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和1年5月28日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和1年5月28日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月28日	Ⅳリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和1年5月28日	Ⅳリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和1年5月28日	Ⅳリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和1年5月28日	Ⅳリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和1年5月28日	Ⅳリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和1年5月28日	Ⅳリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	
令和1年5月28日	Ⅳリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和2年10月12日	Ⅱしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成27年12月18日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和2年10月12日	Ⅱしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成27年12月18日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和3年7月16日	Ⅰ関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	加古川市役所 総務部 総務課 情報公開担当	加古川市役所 総務部 総務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。）、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。）又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。）により個人番号の利用を行うことができる」とされているもの （1）番号法 ・第9条第1項 別表第1 27の項 （2）別表第1省令 ・第23条 （3）番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条第1項 別表第1 16の項 ②番号利用条例施行規則 ・第16条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。）又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。）により個人番号の利用を行うことができる」とされているもの （1）番号法 ・第9条第1項 別表 40の項 （2）番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 第3条 ②番号利用条例施行規則 第16条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができる」とされているもの （1）番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 （26、87の項） 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 38の項 （2）別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第19条、第44条 【情報照会の根拠】 ・なし （3）番号法 【情報照会の根拠】（委員会規則によるもの） ・第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ・第4条第1項 別表第3 4の項 ③番号利用条例施行規則 ・第49条	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる」とされているもの （1）番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （42、125、161の項） ・第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （63の項） ・第19条第9号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	
令和7年1月10日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	－

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である 【判断の根拠】 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	
令和7年1月10日	IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策-最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年1月10日	IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策-当該対策は十分か【再掲】	(新規)	十分である 【判断の根拠】 ・業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・システム操作記録を、ユーザ単位で記録しており、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。	事後	